

保護者様

南関町立南関第一小学校
校長 平山 浩治

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業（休校）期間延長のお知らせ

保護者の皆様に、臨時休業（休校）期間延長のお知らせをすることとなり、心から残念に思っております。さて、標記の件について、昨日、県教育委員会より「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業（休校）の延長について（通知）」が示され、本町でも県の要請を受け、この方針に沿って対応していくこととなりました。ご理解・ご協力の程よろしくお願いたします。（県からの通知文につきましては、メール及びホームページをご覧ください。）

現在も、本県を取り巻く状況は厳しく、本町においても予断を許さない状況にあると受け止めております。引き続き、保護者の皆様にはご負担をおかけしますが、よろしくお願いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症が更に拡大するのか、終息に向かうのかは、このゴールデンウィークにかかっていると報じられています。保護者の皆様には、大変なご苦勞をおかけいたしますがよろしくお願いたします。

記

1 臨時休業を延長する期間

5月7日（木）～5月31日（日）

2 臨時休業（休校）期間中の家庭生活について（留意事項）

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業（休校）です。3つの「密」を避け、お子様の健康管理について、ご家庭でも以下の点についてご配慮ください。

○ うがい、手洗いの励行 ○ 部屋の換気 ○ マスクの着用

○ 十分な栄養（水分も含む）の補給 ○ 不要不急の外出を控える。

◎ 屋内で過ごす期間が長期間続いています。3つの「密」を意識した「心身のリフレッシュ」や「体力維持」のための活動も大切にしてください。※ 運動時間については、小学生は30分程度を目安として、児童にとって無理のない範囲で毎日継続的に行いましょう。

3 学校からの連絡手段について

臨時休業（休校）中の諸連絡については、以下の手段にて行います。こまめな確認をお願いいたします。

・安心メール（学年ごとに配信することもあります）

・学校ホームページ

・必要に応じて電話連絡及び家庭訪問

★家庭学習の取組状況及び心身の健康状態等について、1週間に1回程度、「元気ですコール」やメールを活用したアンケートにて把握させていただきます。ご協力の程よろしくお願いたします。

（後日、メール及びホームページにてお知らせします。ご確認ください。）

4 その他

○児童への感染拡大防止の観点から、臨時休業（休校）中の「登校日」につきましては、設定いたしません。

○臨時休業（休校）の期間は、児童は家庭学習に取り組みさせてください。（学校から課題を配付します）ご負担をおかけしますが、保護者の皆様のサポートをよろしくお願いたします。

※南関町の子どもたちの「育ちのものさし」、「家庭学習の手引き」を配付しております。是非参考にしてください。

○お子さんに37.5度以上の発熱や風邪の症状（強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）等の症状が見られる場合は、早めの医療機関での受診及び学校への連絡をお願いいたします。夜間及び休日・祝日の場合は、猿渡教頭（090-2082-1397）までお願いたします。

○新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合や濃厚接触者に特定され、PCR検査を受けることが決定した場合等には、速やかに学校に報告をお願いいたします。

○相談等（健康面・学習面）がある場合は、学校に連絡をしてください。

※新型コロナウイルスに関しては、有明保健所に「24時間電話相談窓口」が開設されています。

☎0968-72-2184

教政第104号
令和2年(2020年)4月27日

各市町村教育長 様

熊本県教育長 古閑 陽一

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業(休校)の延長について(通知)

令和2年4月13日付け教政第40号において、県立学校の5月6日(水)までの臨時休業については通知したところです。

この通知以降、県内は、緊急事態宣言の対象地域となり、熊本市を中心に感染者数の増加が続いています。また4月21日からは、熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が定める地域区分基準における「感染拡大傾向期」に移行しており、「感染拡大警戒地域」と同じ対応を一步先んじて実施する必要があります。

このように、本県を取り巻く感染の状況は予断を許さず、引き続き、県立学校においても、いつ感染が広まるか大変危惧される状況にあると総合的に判断し、全ての県立学校について、より一層の感染防止を図るため、下記1及び2のとおり決定し、本日付けで別添写しのとおり通知しました。

つきましては、このことについて、貴管下各公立幼稚園、小・中・義務教育学校(八代市教育委員会は八代支援学校を含む。)に周知いただくとともに、貴管下の学校等の臨時休業に当たっては、県立学校の取組み及び下記の留意事項等を踏まえ、市町村の関係部局や関係機関と連携のうえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 臨時休業(休校)を行う学校
全ての県立学校
- 2 臨時休業(休校)を実施(延長)する期間
令和2年5月7日から5月31日まで